特定事業所集中減算の流れ

特定事業所集中減算チェック用紙（様式１）の作成

すべての居宅介護支援事業所は、毎年度２回（前期・後期）、様式１に

必要事項を記載し、８０％を超えているか否かの確認を行います。

対象サービス：訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護

前期　判定期間・・・３月１日から８月末日　報告期限・・・９月１５日

後期　判定期間・・・９月１日から２月末日　報告期限・・・３月１５日

※報告期限が、土、日、祝祭日の場合は翌営業日を報告期限とする。

対象サービスごとの算定結果が、いずれか１つでも８０％を超える

NO

YES

提出は不要ですが、事業所にて

５年間保存

※**前回８０％を超えた事業所は、**

**減算の有無にかかわらず**

**提出が必要です。**

様式１を小松島市介護福祉課に提出

（１部は事業所で保存）

理由書を作成した場合は、様式２及び

理由書も併せて提出

理由書等を市において審査

結果

【正当な理由と認めない】

【理由なし】

集中減算の対象とする

減算適用期間

前期判定期間：１０月～３月減算適用

後期判定期間：　４月～９月減算適用

結果

【正当な理由と認める】

集中減算の対象としない